

04 総務省(構造改革特区第25次 検討要請回答)

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案 主体 名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
040010	自動火災報知設備設置要件の緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令第6条、同令別表第1第17項、同令第21条第1項 消防法第9条の2、消防法施行令第5条の6 消防法施行令第32条	(消防用設備等の設置・維持と特殊消防設備等の適用除外) 消防法第十七条第一項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。  (防火対象物の指定) 消防法施行令第6条 法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。  消防法施行令別表第一第十七項 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によって重要美術品として認定された建造物  (自動火災報知設備に関する基準) 消防法施行令第二十一条第一項 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。 一 別表第一(2)項二、(6)項口、(13)項口及び(17)項に掲げる防火対象物 二～十五 (略)	現行法で文化財建造物に課せられている自動火災報知設備設置について、一定の要件を満たしている場合には、住宅用火災報知機等の簡易なもので代用可能とする。	文化財建造物に課せられている自動火災報知設備(以下「自火報」という。)設置の義務を緩和することにより、所有者負担の軽減を図る。具体的には、小規模な住宅(延床面積130㎡以下)の用途で使用されている市指定文化財建造物において、文化財指定前と同様に住宅用火災報知機を全室に設置、消火器の適正な配置、文化財担当職員による文化財パトロール(年2回)の実施により、機器等の維持管理確認および防火指導に併せ啓発の実施を行う。このことにより、従来の自火報設置による維持管理や消防署への定期報告について、建造物所有者の経済的な負担や維持管理の軽減を図る。  提案理由:民家を文化財指定すると、消防法第17条および同法施行令別表第1第17項で文化財建造物は、建造物の用途および面積の大小に係わらず防火対象物として位置付けられ、同法施行令第21条の自火報の設置を義務付けられる。このため、小規模な住宅の用途で使用されている建造物であっても文化財指定後は当該法令が適用されるため、この義務が文化財所有者の負担となっている。また、文化財所有者の高齢化により、自火報の設置やその後の維持管理を実施することが困難となっている。よって、文化財指定後も引き続き住宅の用途で使用される場合、一定の条件の下で自火報設置の義務を緩和し、所有者負担の軽減を図る。 代替措置:市指定文化財で小規模な住宅の用途に限定され、かつ通常使用しない部屋も限られることから、自火報でなくても簡易な方法を講ずることが可能である。たとえば、住宅用火災報知機を全室に設置の適正配置を講ずることにより、自火報と同等に火災発生時の早期発見が図れると考える。	D	-	重要文化財等に指定された建造物等は、かけがえのない文化的遺産であって、火災によってこれを失うことを防止すべき社会的要請が極めて高いものであることから、消防法施行令第21条第1項第1号の規定により、自動火災報知設備の設置の義務が課せられている。 今回の彦根市の提案は、市指定文化財の民家に対し、自動火災報知設備の設置を一定要件(住宅用火災報知機の使用や文化財のパトロールなど)のもと免除するものであるが、その判断については、対象となる文化財の歴史的価値や建物構造等を十分に把握し、かつ火災予防上の危険や火災発生後の消防活動等の知見を有した者が行うことが適当であり、特区制度によって一定の免除要件を示し一律に規制することは馴染まない。 従って、本提案については、消防法施行令第32条(以下「令32条」という。)の規定に基づき、消防長又は消防署長が対象となる文化財の位置、構造又は設備の状況等を考慮して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができるかと判断した場合において、自動火災報知設備の設置基準の適用除外を認めるべきか検討すべきである。 なお、平成26年4月1日に、文化財を含む古民家等の歴史的建築物を有効活用する観点から、消防長又は消防署長が令32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断が円滑に行えるように、関係機関に対し通知を発生しているところである。		1 0 0 8 0 1 0	彦根市	滋賀県	総務省
040020	給油取扱所へのDMEスタンド併設基準の創設	・危険物の規制に関する政令第17条第3項第4号、第23条 ・危険物の規制に関する規則(省令)第27条の2、第27条の3、第27条の4	給油取扱所にDMEスタンドを併設することを想定した技術基準は策定されていません。	消防法「危険物の規制に関する規則」(省令)の中に給油取扱所へのDMEスタンド併設基準を創設する。  これにより、ガソリン/軽油スタンド(給油取扱所)へのDMEスタンドの併設が可能となるので、DMEスタンド網の構築、及び次世代クリーンディーゼルDME自動車の普及が可能となる。  この措置により、既に認可されている規制の特例措置1108「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の実施・活用が可能となる。  ○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ活用が難しい。	○必要性根拠 DME自動車の導入・普及に必要となるDMEスタンド網の構築において、DME自動車導入当初においては自動車台数が限定的であり、DME単独のスタンドは経営的に成り立たないため設置は困難である。従って既設の給油取扱所(ガソリン/軽油スタンド、トラックステーション等)への併設が必要となる。しかし、現行の消防法令において、給油取扱所へのDMEスタンドの併設は認められていない。そこで、一般高圧ガス保安規則において、保安距離等の規定を緩和するDMEスタンド技術基準を創設し(別途経済産業省に提案中)、危険物の規制に関する規則において、当該DMEスタンドを給油取扱所に併設可能とする基準の創設が必要である。 なお、DMEと同様に高圧ガスである圧縮天然ガス及び液化石油ガススタンドの給油取扱所への併設は次の法令の基、既に認められている。(危険物の規制に関する政令第17条第3項、同条同項第4号、危険物の規制に関する規則(省令)第27条の2第1項、第27条の3及び第27条の4) したがって、DMEスタンド併設については、省令第27条の2第1項に「液化ジメチルエーテル(DME)」を加えて頂くと共に、省令第27条の3及び第27条の4にDMEスタンド併設に関する技術基準を加えていただきたい。	D	-	DME自動車の製造及びDMEスタンドの設置事例はほとんどなく、また、DME自動車の製造及びDMEスタンドの技術基準も確立されていないと承知している。今後、関係省庁においてDME自動車及びDMEスタンドの製造及び設置に係る検討が行われるものと考えているが、このような状況を踏まえ、DMEスタンド併設給油取扱所については、危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第23条において、市町村長等が危険物の取扱いの方法等から判断して、政令の規定によらずとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、設置ができるとされていることから、当該制度を用いてDMEスタンド併設給油取扱所の設置を認めていくことが適当と考える。 ただし、DMEスタンド併設給油取扱所を設置する場合は、給油取扱所及びDMEスタンドが双方に与える危険要因を抽出し、それに対する安全対策を検討した上で、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると市町村長等が認める場合は、前述のとおり政令第23条を活用し設置を可能とすることができるので、危険要因の抽出及び安全対策について十分な検討を行っていただきたい。 この場合において、給油取扱所及びDMEスタンドが双方に与える危険要因の抽出及び安全対策の検討が不十分な場合、重大な事故を招くおそれがあることから、検討に際しては消防庁にも積極的に相談いただきたい。	新燃料DME・自動車普及モデル事業	1 0 1 3 0 4 0	一般社団法人日本DME協会、 新潟県	新潟県	総務省

04 総務省(構造改革特区第25次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040030	地方自治法施行令で定める一般競争入札に際しての要件の追加	地方自治法施行令第167条の5の2	一般競争入札を行う場合に契約の性質又は目的によって当該契約を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認められるときは、地方公共団体の長は、更に入札参加に関する必要な資格を定めることができる。	地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合に、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること等に関する要件の追加を可能とする。	<p>【現状】 地方自治法施行令においては、地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合に設定することができる要件を、基本的に以下の3点に限定している。 ①当該入札に参加する者の事業所の所在地 ②その者の当該契約に係る工事等についての経験 ③技術的適正の有無等に関する必要な資格</p> <p>【実施内容】 地方公共団体が行う一般競争入札に際し、現行の施行令で定める要件に加え、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること等に関する要件を設定できるよう求める。</p> <p>【提案理由】 本県では、「長野県の契約に関する条例」が平成26年4月1日から施行された。この条例の基本理念に基づき、今後、契約に関する具体的な施策を検討し、多様化する社会的要請に基づき、一定の行政目的の実現を目指していくため。</p> <p>【代替措置】 入札に際しての競争性を確保する必要があることから、新たに要件を設定する場合には、その要件に合致する者の総数等を把握する必要がある。</p>	D	-	<p>一般競争入札は、公正性、機会均等性の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、地方公共団体が締結する契約方式の原則となっている。しかしながら、この方式により地方公共団体が被る弊害(不信用・不誠実な者が入札に参加して公正な競争の執行を妨げる恐れや、確実に契約を履行する者であるかどうかを把握できないこと、かえって地方公共団体が損害を被るおそれがあること)を極力除去するため、一般競争入札への参加資格を定めている(地方自治法施行令第167条の4から第167条の5の2)。 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の5の2においては、「入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定め」ることができるものであり、地方自治体からの要望を踏まえて、昭和57年の自治令改正により規定されたものである。当該規定中「入札に参加する…適正の有無」は事項の例示であり、具体的な資格の決定は入札を執行する地方公共団体が契約に即して定めることとしている。 ご提案の「県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること」の内容が必ずしも明確ではないが、一般競争入札の参加資格は、調達目的を達するの必要であり、一般競争入札の理念である公正性、機会均等性及び経済性を阻害しない限りにおいて、現行の制度により各地方公共団体の判断により定めることができるものである。</p>		1 0 1 5 0 9 0	長野県	長野県	総務省
040040	地域防災力向上のためのアマチュア無線局による災害時通信の弾力化	電波法第52条、電波法施行規則第37条	アマチュア局とは、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によつて自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局をいう。 無線局は、免許状に記載された目的等の範囲を超えて運用することが禁止されている。ただし、非常通信(地震、台風、洪水、津波、雷害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。)や、人命の救助に関し急を要する通信等については、この適用が除外されている。	地域防災力向上のため、アマチュア無線局のうち、災害対策基本法で定める市町村地域防災計画、市町村相互間地域防災計画又は地区防災計画の定めるところにより市町村災害対策本部長から委嘱を受けて防災活動(防災活動のための訓練を含む。)を行うものは、非常通信等とは別に、有線通信など他の電気通信システムによる通信が可能な場合であっても、当該防災活動に必要な限度で通信を行うことができるものとする。	<p>大規模災害発生に備え、市町村災害対策本部における情報連絡手段の多重化として、アマチュア無線の活用を検討しております。現行規制では、アマチュア無線局が防災活動として行うことができる通信は、「非常通信」及び「人命の救助…」に関し急を要する通信に限られています。さらに、「有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき」や「他の電気通信システムによつては、当該通信の目的を達することが困難である場合」という前提条件が付されています。こうした現行規制のもと、東日本大震災におけるアマチュア無線の活用例として、避難所からの物資調達等の最新の情報、市内巡回による被災状況等、リアルタイムな情報の提供により、救援や救助活動が混乱なく円滑に行われたとの報告があります。アマチュア無線局は、高度で複雑なシステムを用いず、汎用性や拡張性を有しておりますので、有線通信を含む他のICTと相まって活用することが期待されます。さらに、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則(千九百七十九年ジュネーブ)においても「主管庁は、災害救助時にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置を取ることが奨励される。」(同規則)とされているところです。そこで、地域防災力の向上を図るため、現行規制を緩和し、市町村地域防災計画等においてアマチュア無線局等を活用した防災活動を進める場合に、市町村災害対策本部長からの委嘱を受けたアマチュア無線局が、当該防災活動(防災活動の訓練を含む。)に必要な通信を、非常通信等によらずとも行えることを明確にしてください。</p>	C	-	<p>災害発生時に、アマチュア無線や漁業無線、タクシー無線等が役立った事例は承知しています。アマチュア無線は、アマチュア業務(金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。)を行うことを目的としています。市町村の防災活動(防災活動のための訓練を含む。)については、有線通信や防災行政無線、消防無線等防災活動を目的とする無線局により行うことを基本としていますが、アマチュア局においても非常通信等により運用することは可能です。市町村の防災活動においては、アマチュア局も漁業無線、タクシー無線等の無線局と同様に非常通信等として運用していただきたいと思います。</p>		1 0 2 1 0 1 0	個人	東京都	総務省
040050	海外で技適相当の承認を受けたウェアラブル機器の自由な使用	電波法第4条第3号	ご要望にあるウェアラブル機器(2.4GHz帯のWi-Fi及びBluetooth機器)を国内で使用する際に適用される制度としては、 ①電波法の技術基準適合証明を取得した場合の免許不要局としての使用 ②技術基準適合証明を取得しない場合の実験試験局免許を取得しての使用 の二つの方法があります。しかしながら、海外の技術基準で認証を受けた機器については、電波法の技術基準への適合性を確認することなく使用することはできません。	スマートグラスなどのウェアラブル機器(2.4GHz帯のwi-fiおよびbluetooth機器に限定する)が、海外で日本の技術基準適合証明相当の承認(例えば米国のFCCの承認等)を得ている場合、県内の一定地域(鯖江市小黒町の西山公園)内において、機器を使った研究・開発に対し、電波法における技術基準適合証明を免除して頂きたい。	<p>鯖江市西山公園を、ウェアラブル機器を活用した研究・開発のための実証実験の場とすることで、国内のウェアラブル機器の開発やソフト開発をより活性化させる。 具体的には、海外で日本の技術基準適合証明(以下、適合証明)相当の承認(例えば米国のFCCの承認等)を得たウェアラブル機器(2.4GHz帯のwi-fiおよびbluetooth機器に限定する)について、公園内で、適合証明を受けずに自由に使うことが出来るものとする。</p> <p>提案理由: google glassなどに代表されるウェアラブル(身に着けることのできる)機器を国内で使用する場合、海外で日本の適合証明相当の承認があった場合でも、電波法による適合証明が必要である。開発者が、実証実験のためにそのような機器を使用する場合も技適が必要となり、国内で使用可能になるまでには時間と費用がかかるため、機器や機器用ソフトのスピーディーな開発のネックとなっている。 一方、福井県鯖江市は、全国の眼鏡の95パーセントを生産する産地であり、近年では、全国に先駆けて行政情報の公開(オープンデータ)を進めるなど、ITのまちづくりを目指している。また、鯖江市小黒町の西山公園は、鯖江市のほぼ中央に位置し、面積約56haの自然豊かな公園である。 福井県は、平成26年度より、「ふくいe-オフィスプロジェクト」として、県外のIT企業を誘致し、地場産業との連携を図っていく。本提案により、西山公園をウェアラブル機器の実証実験の場とすることで、開発者による機器や機器用ソフトのスピーディーな開発を促し、地場産業との連携による新しい産業振興を図ってきたい。</p>	C	-	<p>・ご要望の内容を認めることは、以下の理由により困難です。 (理由) 周波数の使用状況は各国毎に異なっているため、各国の技術基準はそれぞれ異なっています。このため、外国の技術基準に基づいた認証を受けた無線設備であっても、日本の技術基準に適合していることを確認する必要があります。この確認がなされないまま使用された場合には、我が国の無線設備に混信が発生させるおそれがありますので、外国の技術基準に基づいた認証を受けたものであっても一方的に受け入れることはできません。 ・なお、ご提案のようなウェアラブル機器を活用した研究・開発の実施については、実験試験局の免許を取得することにより、技術基準適合証明を取得することなく実験(研究・開発)を行うことが可能です。 (理由) 技術基準適合証明を取得していない無線機器について、他の無線システムに対する混信等の影響が発生しないことを確認する必要があります。</p>		1 0 2 2 0 1 0	福井県	福井県	総務省